

品川区子ども読書活動推進計画策定について

平成27年に改定しました「品川区子ども読書活動推進計画」が、令和2年3月に計画期間を終了いたします。前計画の効果を検証し、より効果を高める取り組みを加えて新たな計画を策定いたします。

- (1) 設置の根拠 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領
- (2) 計画期間 令和2年4月～令和6年度の5年間
- (3) 策定期間 令和元年6月～令和2年3月
策定委員会 5回開催
- (4) 委員構成 有識者・学校長・区関係課長等 11名
- (5) 策定作業予定
 - 令和元年6月～9月 素案(案)の検討(策定委員会 第1回～第4回)
アンケート調査予定実施
 - 令和元年10月 計画素案(案)まとめ
 - 令和2年1月 パブリックコメントの実施
 - 令和2年2月 素案決定(策定委員会 第5回)
 - 令和2年4月 計画を策定
- (6) 計画策定のポイント
別紙

品川区子ども読書活動推進計画策定のポイント

1. 改定の理由

- 平成27年度に策定された「品川区子ども読書活動推進計画 改訂版」が計画期間を満了する。
- 国においては平成30年度に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が改定されている。
- 品川区における子どもの読書実態やニーズを捉え、国の計画を踏まえて、新しい計画を策定する。

2. 計画期間

- 令和2年度からの5年間を基本とする。

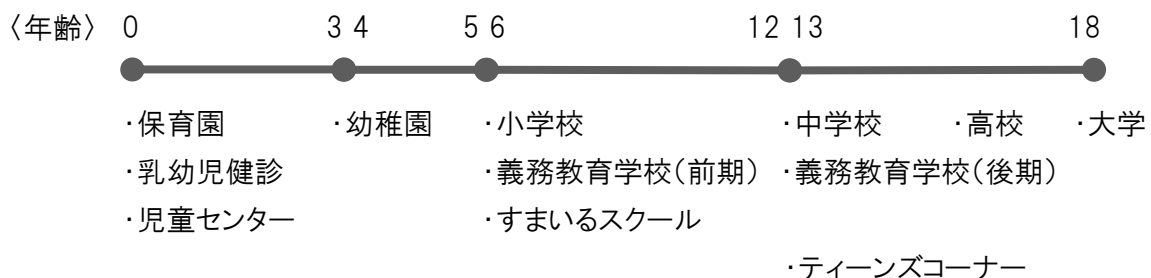
3. 計画の対象と主体

- 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年成立)では、子どもを0～18歳と定義している。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を読み、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

- 上記の年齢の子どもを対象として、区立図書館を中心として、以下の主体によって読書機会を提供していくものとする。



4. 改定方針「成長の過程で読書習慣を身につけていける」

- 現在の計画において、一貫教育という品川区の特長も活かして読書活動には注力してきた。一方、国等においても課題視される義務教育期間終了後の子どもにも焦点を当てる。
- そのほか、情報メディアの多様化やグローバル化が進展するなかにあつての人材育成について、読書を通じた取組を継続するものとする。

5. 施策の考え方

- 現在の計画は、右のように取組主体に応じた施策体系となっている。
- この体系を踏襲した場合、記載すべき主な内容は以下のとおりとなる。ただし、他自治体に見られるような、①子どもの発達段階にあわせた施策体系、②環境充実、体制構築、人材育成、意識啓発などの施策内容によって体系化する場合もある。
- 計画推進において適切な体系について検討したい。

現在の計画の施策体系

- 1 家庭・地域における読書活動の推進
 - ①家庭における読書活動の推進
 - ②地域における読書活動の推進
- 2 学校における読書活動の推進
- 3 図書館における読書活動の推進
 - ①図書館で取り組む事業
 - ②関連施設との連携
 - ③学校への支援の充実

新しい計画で記載すべき主な内容(現在の計画の施策体系を踏襲した場合)

1 家庭・地域における読書活動の推進

- 保護者や家族が自ら読書する生活の習慣化と子どもにその姿を見せることが大切さの周知
- 読書環境の整備と子どもの自主的な読書活動の支援
 - ※「保護者自身の意識」・「保護者自身の読書活動の重要性」をより意識した記載

2 学校における読書活動の推進

- 児童期に読書習慣の形成
- 推進活動の優れた取り組みの紹介
- 中学校、義務教育学校(後期)における支援の拡充
- 電子教材を含めた情報化への対応
- 学校図書館資料の充実
- 支援を要する児童・生徒への支援
- 保護者・地域との連携
- 情報の使い方

3 図書館における読書活動の推進

- 視覚障害児や通常の活字による読書に障害がある子ども等に対応する資料の充実
- 乳幼児啓発事業による保護者への啓発
- ティーンズコーナー(12~18歳)の充実
- 外国語資料の充実
- 関連施設との連携
- 学校への支援